

## [事案 2021-305] 契約取消請求

- ・令和 4 年 5 月 31 日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 2021-304] の申立人の配偶者である。

### <事案の概要>

契約した覚えがないこと等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 22 年 1 月に契約した他社の医療保険を解約して、平成 27 年 12 月に契約した医療保険について、以下等の理由により、契約を取り消して、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人が自宅に来て手続をした記憶は夫婦ともなく、健康食品のセミナー会場に夫婦で行ったと思う。
- (2) 既契約 2 件を解約したことは知らない。当時自分は 79 歳であり、説明には 81 歳の配偶者が同席していたが、夫婦とも理解できていない。
- (3) 募集人から、既契約は入院 5 日目から入院給付金が支払われる内容であり、本契約は入院 1 日目から支払われる」と聞いたが、既契約も 1 日目から支払われる内容であった。

### <保険会社の主張>

申立人の請求を認諾することにより解決を図りたい。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め申立人に提示したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。